判決は，両改正法による旧区画審設置法３条２項の削除と違憲状態を緊急に是正するための特例として０増５減を基にした選挙区割りの改定により，違憲状態が当面は解消されるとの評価を前提にしているものと考えられ，今後も漸次的改正を積み重ねることによって，新区画審設置法３条の定める基準による憲法の投票価値の平等の更なる実現を図っていくことを許容したものと解される。

このことは，平成25年大法廷判決が，「今後の国勢調査の結果に従って同条（新区画審設置法３条）に基づく各都道府県への定数の再配分とこれを踏まえた選挙区割りの改定を行うべき時期が到来することも避けられないところである。」として，本件区割規定について，平成23年大法廷判決のように憲法の投票価値の平等の要求に反するものとして速やかな是正を求めるものではなく，今後の国勢調査の結果に従い，区画審による勧告を基に改正することを求める趣旨の判示をしているところからも明らかである。

⑵　本来なら，旧区画審設置法３条２項が削除された以上，全ての都道府県について，改めて新区割基準に基づいて定数の配分がなされた上，各都道府県内の選挙区割りについても，同基準により区割りされるのが立法政策の望ましい在り方というべきである。しかし，全ての都道府県について新たに新区割基準による定数配分を行い，その上で，300近くの全ての選挙区における区割りを見直すことは，選挙制度の新設にも等しい２段階の膨大な立法作業を要するだけでなく，これまでの立法の経過等に照らせば，国会の合意の形成も容易なものではないといわざるを得ない。また，衆議院議員の任期は４年とされているものの，衆議院には解散の制度があり，次期総選挙がいつ行われるかを予測することができないことからすれば，過去２回の総選挙と同様に次期総選挙が平成23年大法廷判決で指摘された違憲状態の下で行われることを避けるため，新区割基準によらずに人口比最大較差を２倍未満とするための特例として緊急の立法措置を採ることが求められていたものということができる。

選挙制度の整備は，漸次的見直しを重ねることによって実現していくことも国会の裁量によるものとして許容されるものであるところ，両改正法により緊急是正策の特例として定められた上記０増５減を基にした本件選挙区割り（人口比最大較差1.998倍。較差２倍を超える選挙区はない。）は，その後の人口変動により同較差が２倍を僅かに超えることが予見されるものであったとしても，衆議院に解散制度があり，いつ次期総選挙が行われるか予想できないことや両改正法の趣旨及び成立までの経緯等に照らすと，憲法の投票価値の平等の要求に反する状態を当面是正するものとして国会の立法権行使の在り方として現実的な選択であり，合理的な裁量の範囲内にあるものと考えられる。

もとより，その立法裁量の合理性については，おのずから時間的限界があるが，平成25年大法廷判決は，今後の国勢調査の結果に従って，新区割基準に基づく各都道府県の定数の再配分とこれを踏まえた区画審の勧告による選挙区割りの改定が行われることを想定しているものと解されるところ，ここにいう「今後の国勢調査」のうち直近のものとしては，その判旨に照らすと，統計法５条２項ただし書による中間調査ではあるが，平成27年10月実施の国勢調査（同28年２月に人口速報集計の結果が公表予定）を指すものと解される。また，衆議院の議院運営委員会が「衆議院選挙制度に関する調査会」を設置した際に，当時の現職議員の任期（平成28年12月）を念頭に置いて，立法期間や周知期間を考え答申するよう求めているのも，このような同大法廷判決の理解の上に立って，同任期中に上記国勢調査の結果を踏まえた新区割基準に基づく都道府県に対する定数の再配分と選挙区割りを立法し，施行するとの方針を表明していたものと評価することができる。こうしてみると，これらの時期が到来していない平成26年12月の本件選挙当時においては，いまだ本件選挙区割りについての立法裁量の合理性は失われてはいなかったものと考えられる。

３⑴　これに対して，多数意見は，本件区割規定の下においても，０増５減の対象となった５県以外の都道府県においては，旧区割基準に基づいて配分された定数が見直しを経ておらず，旧区画審設置法３条２項が削除された後の新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないことから，いまだ多くの都道府県において，そのような再配分が行われた場合に配分されるべき定数とは異なる定数が配分されている旨を指摘する。その上で，それが本件選挙時における選挙人比最大較差が2.129倍に達し，較差２倍以上の選挙区も13選挙区存在していたことの主な要因であるとし，このような投票価値の較差が生じたことが，全体として新区画審設置法３条の趣旨に沿った選挙制度の整備が実現されていたとはいえないことの表れというべきである旨を指摘して，本件選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反するものであったとの判断を示している。

⑵ア　しかしながら，平成23年大法廷判決が，旧区画審設置法３条２項に定められた定数配分方式の不合理性を指摘したのは，それが都道府県間の投票価値の不平等を殊更に創出し，その結果として，選挙区間における２倍を優に超える投票価値の較差を生じさせる主要な原因になっていたことによるものである。

そこで，平成24年改正法による各都道府県に対する定数配分を見ると，人口が最も少ない鳥取県（定数２）よりも議員１人当たりの人口が少ない５県の選挙区数を３から２に減少させるにとどまり，他の42都道府県においては，旧区画審設置法３条２項による定数配分が維持されているのは多数意見の指摘するとおりである。しかし，平成22年国勢調査を基に，人口最少の鳥取県（定数２）と人口最大の東京都（定数25）との議員１人当たりの人口を計算すると，その較差は1.788倍であり，これを本件選挙時における選挙人数最少選挙区の属する宮城県（定数６）と同最大選挙区の属する東京都との間で比較すると1.345倍である。また，本件選挙時における鳥取県と東京都との議員１人当たりの選挙人数で比較しても，その較差は1.820倍であり，これを宮城県と東京都の間で比較すると1.367倍であって，都道府県間の定数較差は，いずれも２倍を相当程度下回っている。念のため，多数意見が，本件選挙当日において東京都第１区の選挙人数が２倍以上となっていたとして指摘する12選挙区の属する10県のうち，上述した鳥取，宮城の両県を除く８県（福島，長崎，鹿児島，三重，青森，長野，栃木及び香川の各県）についてみても，平成22年国勢調査による人口比較で1.223倍（長野県）ないし1.586倍（香川県），本件選挙時における選挙人数比較で1.248倍（長野県）ないし1.588倍（香川県）である。

したがって，少なくとも本件選挙区割りに関しては，上記０増５減の措置における定数削減の対象とされた県以外の都道府県について新区割基準に基づいた定数の再配分が行われていないからといって，そのことが多数意見のいうような選挙人比最大較差が２倍を超えた主な要因ということはできないもので，そのこと自体が国会による立法裁量権の行使として憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあるということはできない。

イ　次に，本件選挙当日における選挙人比最大較差が最少の宮城県第５区と最大の東京都第１区との間で，2.129倍であったことが問題となる。

しかしながら，宮城県第５区は，平成22年（10月１日現在）の国勢調査から本件選挙（平成26年12月14日）までの間に東日本大震災があり，大津波による被害が甚大であった石巻市，東松島市等を含む選挙区であるため，これによる大きな人口減少があったことが明らかである。また，次に選挙人数が少ない福島県第４区についても，同選挙区内の会津若松市等が同大震災の影響を受け，農業，観光産業等の不振等による予想外の人口減があった蓋然性を否定することはできない。したがって，これらの特別の事情のあったと見られる選挙区を基準として選挙人比最大較差を算出するのは相当でないというべきである。むしろ，本件選挙時における同較差を算出する基準とすべき選挙区としては，平成24年改正の際に人口最少県であった鳥取県に着目すべきであり，平成25年改正法において同県の二つの選挙区の人口の平準化を図り，その人口の少ない方の選挙区を基準として，17都県42選挙区について選挙区間の人口較差を２倍未満とするための本件選挙区割りが改定された経緯にも照らし，本件選挙時において，上記の特別の事情がなく最少選挙区から３番目に選挙人数が少ない鳥取県第１区を基準として，選挙人最大選挙区の東京都第１区とを比較するのが最も妥当な方法であると考えられる。

そこで，鳥取県第１区と東京都第１区との間で比較すると，本件選挙時における選挙人比最大較差は，2.067倍であり，２倍を僅かに超える較差にとどまっている。また，同較差が２倍を上回るのは５選挙区だけである。

もともと，国勢調査の結果に基づく新たな選挙区割りは，区画審の調査審議，勧告を受けて，改定法案が国会に提出され，国会での審議を経て法律として成立し，公布，施行されることが必要であり，それまでには相当の時間を要する上，その後，次回の選挙区割りの改定までにかなりの時間的間隔があり，こうした経過の中で選挙区間の人口の較差が２倍を僅かに超えることは，選挙区割りの継続性，安定性の要請から法が許容するところであり，憲法の要求する投票価値の平等の要求に反するものであるとまではいえない。